

○枚方市立留守家庭児童会室条例

平成24年 3月 9日

条例第 2号

(設置)

第1条 保護者の労働、病気等により保育を必要とする児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、もってその健全な育成を図るため、枚方市立留守家庭児童会室（以下「児童会室」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童会室の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 児童会室は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 保護者の労働、病気等により保育を必要とする児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

(定員)

第4条 児童会室の定員は、規則で定める。

(入室資格)

第5条 児童会室に入室することができる児童は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 保護者及び同居の親族その他の者が労働、病気その他の規則で定める理由に該当することにより、保育を必要とすると認められる者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者

(休室日等)

第6条 児童会室の休室日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 3月において市長が別に定める日

2 児童会室の開室時間は、午後1時15分から午後7時までとする。ただし、7月21日から8月25日まで、12月24日から翌年の1月6日まで及び3月25日から4月7日までの日における開室時間は、午前8時から午後7時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、児童会室の休室日及び開室時間を臨時に変更することができる。

(入室の許可)

第7条 児童会室に児童を入室させようとする保護者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に申請して許可を受けなければならない。

(保育料)

第8条 入室の許可を受けた保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、入室を許可された児童（以下「入室児童」という。）1人につき月額9,200円（入室児童が2人以上属する世帯にあつては、そのうちの1人については月額9,200円、その他の入室児童については月額4,600円）とする。

3 前項の規定にかかわらず、午後6時以降の入室を許可された場合における保育料の額は、同項に規定する額に月額1,000円を加算した額とする。

(保育料の還付)

第9条 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(保育料の減免)

第10条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(入室の許可の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入室の許可を取り消すことができる。

(1) 入室児童又はその保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 児童会室の管理運営上支障があると認めるとき。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(保育料の特例)

第5条 当分の間、第8条第2項中「9,200円」とあるのは「7,200円」と、「4,600円」とあるのは「3,600円」とする。